

## 平成18年度第3回諫早市健康福祉審議会議事録

- 1 期日 平成18年8月23日(水) 午後5時00分～
- 2 場所 諫早市役所本庁第一別館2階 第3会議室
- 3 出席者 委員 16名(欠席者:内山憲介委員 土居浩委員 廣川健一郎委員  
廣川豊委員)  
事務局 14名

### 4 会議次第

#### (1) 開会

#### (2) 議題

議事録署名人の指名

審議事項

諫早市健康福祉総合計画(地域福祉計画)について

- ・前回会議結果確認
- ・総合的な地域ケアシステムの構築について
- ・利用者主体の保健福祉サービス提供体制の構築について
- ・民と公の協働関係の構築について
- ・小地域における地域住民の主体的な健康福祉活動の推進について
- ・計画の推進体制について
- ・今後の予定について

その他

- ・次回の開催予定について

#### (3) 閉会

### 5 議題に関する会議経過

次ページ以降

## ( 1 ) 開会 ( 略 )

( 欠席者及び会議の成立を報告 )

福祉総務課参事

本日は、内山憲介委員、土居浩委員、廣川健一郎委員、廣川豊委員から御欠席との旨連絡をいただいております。したがいまして、ただ今の出席委員は16名であります。委員の過半数の出席が認められますので、健康福祉審議会条例第7条第2項により本会議が成立することを報告いたします。

( 会議資料の確認 ) ( 略 )

福祉総務課参事

それでは議事進行を西平会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

## ( 2 ) 議題

会長

本日は、第三回目の健康福祉審議会をご案内いたしましたところ、残暑厳しい中、また大変お忙しい中にご出席をいただきましてありがとうございます。また、今回も5時からということで、大変お疲れのところ恐縮でございますが、どうか最後までよろしくお願いいたします。

前回の会議の折に、市長から諫早市健康福祉総合計画(地域福祉計画)について本審議会の意見を求める諮問書をいただいております。前回は、これについて審議会を進めたわけでございますが、本日はその続きのご審議をいただきたいと思います。

議事録署名人の指名

それでは早速議事に入りますが、まず議事録署名人を指名させていただきます。石井委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

( 石井委員了 )

審議事項

( 前回会議結果確認 )

会長

では(2)審議事項に入ります。次第に従って進めさせていただきますのでよろしくお

願いたいします。

まずは「 前回会議結果確認」について事務局から説明をお願いいたします。

福祉総務課長

「 前回会議結果確認」ということで、前回の会議において各委員から出していただいた意見のうち主なものについてまとめましたものを、補足資料1「前回会議における委員発言要旨(メモ)」として準備いたしました。いろいろなご意見・ご提案を踏まえまして「骨子(案)」を一部修正いたしましたので議事資料1「諫早市健康福祉総合計画(地域福祉計画)骨子案」をご覧ください。

まず2ページの「2 計画の性格と役割」の「(2)地域福祉計画と地域福祉活動計画」についてですが、「一口でわかりやすい表現にしたらどうか」ということでしたので、それぞれの計画について短く説明をまとめてみました。

また、イメージ図を大きくし3ページ全体で表しております。その中で、右上の国の関連計画に「食育推進基本計画」を加え、真ん中辺りのその他の関連分野としても「食育」を加えております。

次に5ページの「5 基本理念」についてですが、「住民全部についてどのように網をかけていくかということ」そして、「住民の援助の必要な人について社会福祉の網をどうかけていくか」という二つの考え方に対し、この計画をどのように整理するかというご意見でしたが、まず、社会福祉法第3条は「福祉サービス」自体についてのあるべき理念「個人の尊厳の保持を旨とすること」を明らかにしようとするものであります。また、同法第4条では、注目すべき点として「地域住民」そのものを地域福祉の推進に努めなければならない主体として定めていることが挙げられます。また、「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるようにすること」を地域福祉推進の目的としております。一言で表現すれば、いわゆる「ノーマライゼーションの実現」ということができるのではないかと思います。

したがって、住民全部について網をかけていくという考え方ではなく、援助の必要な人について社会福祉の網をどうかけていくかという考えに立ちながら、また、それを支えていく地域住民自らの地域福祉推進のための環境整備をいかに進めるかという考え方を併せ持って、整理すべきではないかということで「5 基本理念」の冒頭に下線部分を加えたところでございます。

また、括弧書きの4つの項目についてご指摘いただきまして、「子を生み育てる」環境づくりについて、(3)の項目や6ページの本文の中に表現させていただいております。

次に前回の資料では「6 計画策定の視点」という項目がありましたが、「基本目標」と重なっているというご指摘を踏まえ削除させていただいております。

その他、前回の会議後、事務局において改めて精査した上で修正したのですが、9ページの8行目「認知症高齢者」は「痴呆症」を「認知症」に訂正したものです。

また、13ページ「9計画の推進」の「(2)全庁的な推進体制」の下線部分は「(1)進行管理・評価体制の構築」の後段にあった内容ですが、組織体制のあり方の検討に関する記載ということでここに含めたものです。

会長

ただいまの説明ですが、前回の会議で出されました皆様のご意見をもとに骨子(案)が修正されております。この件についてはご了解いただけますか。何かご意見などはありますか。

F委員

14ページに「大学との相互連携」という項目がありますが、その中にウエスレヤン大学等という固有名詞が出てきておりますけれども、こういう公文書に固有名詞を掲載しているものかどうか私は判断ができませんが、専門的なノウハウを持っているのは大学だけなのかということも一つあると思いますのでそぐわないのではないかと思います。いかがですか。

福祉総務課主任

委員ご発言のとおり、長崎ウエスレヤン大学だけではなく長崎大学などいろいろございますので、そのような様々な関係機関を表現するような形のほうがよろしいということであれば、そのように対応させていただきたいと思っております。

(総合的な地域ケアシステムの構築について)

会長

よろしければ次の議事「総合的な地域ケアシステムの構築について」に進みたいと思っております。これについて説明をお願いします。

福祉総務課長

本日の議事の から までの審議については、議事資料1「諫早市健康福祉総合計画

(地域福祉計画)」骨子案(8月23日現在版)に沿って説明申し上げますが、もう少し具体的な施策についても提示した方がいいたらうということで、補足資料2「計画の体系表(主要施策(案))」についても用意いたしております。なお、この計画の体系表(案)につきましては、現時点において想定している主要施策(案)を右の方に記載しておりますが、これを含め、現在庁内において検討しているところでありまして、未定稿ということでお取扱いのほどよろしくお願いいいたします。この2つの資料を使いまして説明させていただきますのでよろしくお願いいいたします。

それでは、「総合的な地域ケアシステムの構築について」説明申し上げます。

議事資料1「骨子(案)」では8ページになります。補足資料2「計画の体系表(主要施策(案))」と一緒にご覧ください。

基本目標の一つであります「総合的な地域ケアシステムの構築」につきましては、「自立を目標とした在宅生活の支援」、「保健・医療・福祉の連携体制の構築」、「地域ネットワークの構築」という三つの基本施策を掲げております。

まず一つ目の基本施策「自立を目標とした在宅生活の支援」については、骨子(案)8ページに記載していますように、「自立の前提である健康的な社会生活を送れるような取り組みを支援するとともに、高齢者や障害のある人をはじめとする社会的に孤立しやすい人たちが、地域において自立した生活を送れるような環境の整備に努めます。」としておりますが、体系表にありますように、さらに「就労支援等による自立支援対策の推進」、「予防の視点に立った地域生活支援施策の展開」、「地域に住み続けることができる生活環境の整備」という三つの項目に整理しておりまして、それぞれ、被保護者や母子家庭の自立支援、高齢者に対する生きがい対策の一層の充実でありますとか、市民一人ひとりの健康的な生活習慣の確立、介護予防対策の充実強化でありますとか、バリアフリーの推進、思いやりの心を育むための環境整備などについて、主要施策として盛り込んでいきたいと考えております。

二つ目の基本施策「保健・医療・福祉の連携体制の構築」につきましては、骨子(案)に記載していますように、「専門的で高度な保健福祉に関する知識・技術を有する人材を養成・確保し、また、市民が必要な時に、いつでも必要な保健福祉サービスに関する情報を入手できるよう、様々な媒体を活用した情報提供体制の整備、さらに、専門的サービス提供体制の確立に努めるとともに、その支援策についても検討を行います。」としております。体系表にありますように、さらに「各専門相談機関の充実」、「総合相談・情報提供

システムの構築」、「総合的なサービス提供体制の確立及び支援」という三つの項目に整理しておりますが、それぞれ、福祉事務所や健康福祉センターにおける専門的相談体制の充実、難病患者、DVに対する対応を念頭においた機能充実でありますとか、地域における相談支援体制の強化、情報提供のあり方でありますとか、個々の市民のニーズに応じた総合的なサービスプログラムが提供できるような体制の確立などについて、主要施策として盛り込んでいきたいと考えております。

三つ目の基本施策「地域ネットワークの構築」につきましては、これも骨子（案）に記載していますように、「市民一人ひとりが安心して生活を送ることができるよう、地域住民を中心としたネットワーク（組織体）により、日常生活上何らかの支援を要する高齢者や障害のある人、子育て家庭などを見守る体制を構築します。」としております。体系表にありますように、「平常時からの見守り体制」と「緊急時に備えた支援体制」という二つの項目に整理しております。それぞれ、地域見守りネットワークの構築、児童虐待や高齢者虐待を未然に防止するためのネットワークづくりでありますとか、子どもの安全、災害時の緊急対応などについて、主要施策として盛り込んでいきたいと考えております。

会長

ただ今の説明についてご質問などありませんか。

E委員

この“地域”というのはどういう単位をいうのでしょうか。地域単位とか地域ネットワークという、現在、自治会だとか支援センター地区だとかいろいろ単位がございますね。この中での地域というのはどういう範囲をさすのでしょうか。

福祉総務課主任

“地域”という考え方については、前回の審議会の折に、いわゆる「日常生活圏域」についてご説明申し上げましたけれども、この地域というものを日常生活圏域ということで捉えますと、それぞれの状況に応じて様々な地域の捉え方があるであろうという説明を申し上げました。その中で、例えば小学校区でありますとか、中学校区でありますとか、そういう考え方があるわけですが、階層毎に整理をしていきたいと思いますというご説明を申し上げましたのが前回の会議だったかと思えます。

今回、ここで地域という表現が出てきておりますけれども、これについては基本的に、大きく二段階の考え方ができると思います。一つは日常的な生活をする上でのコミュニティという考え方での地域、例えば、自治会若しくはもう少し小さい範囲として隣保班単位

などが挙げられると思います。もう一つは、それをいくつか束ねた形での地域。どういうものが想定されるかと言いますと、専門相談窓口などを整備していく場合には自治会又は班毎に整備していくことは到底難しいことをごさいますて、それをいくつか束ねた形、例えば小学校区単位でありますとか、中学校区単位でありますとか、そういった地域を捉えて専門相談窓口を整備していこうではないかという意味での地域。このように大きく2段階の捉え方があるかと思っております。

A委員

「自立を目標とした在宅生活の支援」という言葉は厚生労働省も一生懸命使っている言葉ですけれども、逆に、どうしても自立ができない人達をどうするかということも入れてやらないと。自立できないそのような人達は何か社会の爪弾きになるような状況、社会的に出てきているのではないかと思います。したがって、自立目標ということを経験することは結構なんです。ところが、自立目標を掲げることができないという人を、恐らくこの3の地域ネットワークの中で軽く触れられているのだと思います。しかし、もうちょっとやはり、どうしても自立できない“弱者”、そういう人達を何とかするという姿勢もこの中であっていいんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

福祉総務課主任

御意見として承りたいと思います。

B委員

これは計画の全体に関わることだろうと思いますが、例えば8あるいは9ページに書かれているこの方向性の中のそれぞれの文章なんですけれども、文章の最後の止め方ですけれども、「取り組みます」、「基本としています」、「努めます」とか「図ります」、この主語は何だろうなということでもあります。一度確認をしないとの方がいいのかなということで、敢えてお尋ねをしておきたいんですけれども。

これは市、つまり役所の機関としての市ということでの主語なのか、市民なのかですね。あるいは両者なのかですね。この計画の根幹に関わることもかもしれませんが、これはどのように受け止めたほうがいいのか、お尋ねしたいと思います。

福祉総務課主任

諫早市ということをご理解いただきたいと思います。

B委員

この地域福祉計画というのは、私の理解では住民参加というのが非常に大事なウエイト

を占めていると思うんですが、つまり「住民の方の参加がないとこの計画は動きません」というふうな理解をしているんですが、その場合に住民をどのようなスタンスでこの計画に関わることになるのか、ここら辺をちょっと付け加えていただければと思います。

福祉総務課主任

前回の会議の時にもご説明申し上げましたけれども、これと平行して地域福祉活動計画ということで社協の計画、民間の計画、住民が実際に主体となって動く計画というものが、この地域福祉計画と連動して策定作業が進められております。

今回、この地域福祉計画につきましては、行政計画として位置付けている一方で、住民が実際動く計画としての地域福祉活動計画も社協としてあるわけで、これらが一体となって諫早市の地域福祉の推進を進めていく計画であるということで整理をしたいと考えております。したがって、この行政計画だけをもって地域福祉の推進を担っていくということではなく、地域福祉活動計画との双方が相まって展開していきたいということで考えておまして、両方あわせたところで行政及び市民、地域住民が主体となって取り組んでいく体制ということで整理いたしたいと考えております。

B委員

そうしますと、ここの文言として書かれている部分に関しては、市が責任を持つということに理解していいんですね。

福祉総務課主任

そのように理解していただいて結構です。

B委員

それでは全体をとおして確認をしていきたいと思っております。

(利用者主体の保健福祉サービス提供体制の構築について)

会長

よろしければ、次の議事「利用者主体の保健福祉サービス提供体制の構築について」に進みたいと思っております。これについて説明をお願いします。

福祉総務課長

それでは、「利用者主体の保健福祉サービス提供体制の構築について」説明申し上げます。

議事資料1「骨子(案)」では9ページになります。補足資料2「計画の体系表(主要



施策（案）」と一緒にご覧ください。

基本目標の一つであります「利用者主体の保健福祉サービス提供体制の構築」につきましては、「保健福祉サービスの適切かつ迅速な提供体制の構築」、「福祉サービスの質的向上」という二つの基本施策を掲げております。

まず一つ目の基本施策「保健福祉サービスの適切かつ迅速な提供体制の構築」については、骨子（案）9ページに記載しているとおりでございますが、体系表にありますように、さらに「潜在的ニーズの積極的把握」、「権利擁護体制の整備」という二つの項目に整理しております。それぞれ、定期的・継続的なニーズ調査の実施、福祉協力員制度の普及、保健福祉サービスに関する情報の積極的な提供でありますとか、地域福祉権利擁護の推進、成年後見制度の周知及び審判申し立てなどについて、主要施策として盛り込んでいきたいと考えております。

二つ目の基本施策「福祉サービスの質的向上」につきましては、これも骨子（案）に記載しているとおりでございまして、体系表にありますように、さらに「福祉サービス評価制度の導入促進」、「福祉サービスに関する苦情解決体制の整備」という二つの項目に整理しております。それぞれ、福祉サービス評価制度の周知啓発、事業者による福祉サービス自己評価情報の公開支援でありますとか、相談や苦情を一元管理する仕組みを検討することなどについて、主要施策として盛り込んでいきたいと考えております。

会長

ただ今の説明についてご質問などありませんか。

（民と公の協働関係の構築について）

会長

よろしければ、次の議事「民と公の協働関係の構築について」に進みたいと思います。これについて説明をお願いします。

福祉総務課長

それでは、「民と公の協働関係の構築について」説明申し上げます。

議事資料1「骨子（案）」では10ページからになります。補足資料2「計画の体系表（主要施策（案）」（2枚目）と一緒にご覧ください。

基本目標の一つであります「民と公の協働関係の構築」につきましては、「健康福祉文化の創造と推進」、「ボランティア団体等の育成、活動支援及びネットワークの構築」、「地

域福祉推進のための人材育成」、「地域福祉活動団体等との連携体制の構築」という四つの基本施策を掲げております。

まず一つ目の基本施策「健康福祉文化の創造と推進」については、骨子（案）に記載しているとおりでございまして、体系表にありますように、さらに「地域や家庭における健康福祉意識の醸成」、「社会参加と交流の促進」、「インフォーマル・サービスの創造」という三つの項目に整理してございまして、それぞれ、社会福祉大会の定例開催、健康福祉まつりの充実、学校教育における健康教育・福祉教育の推進、思いやりの心を育む教育の推進でありますとか、子育てを通じた仲間づくりの支援、世代間交流事業の充実、障害のある人や外国人をはじめとする市民の交流機会の充実でありますとか、コミュニティビジネスの研究、福祉協力店制度の検討などについて、主要施策として盛り込んでいきたいと考えております。

二つ目の基本施策「ボランティア団体等の育成、活動支援及びネットワークの構築」につきましては、骨子（案）に記載しているとおりでございしますが、体系表にありますように、さらに「活動支援」、「活動拠点の整備」、「ネットワークの構築」、「奨励・表彰制度」という四つの項目に整理してございまして、それぞれ、ボランティアに関する情報提供機能の強化、ボランティア活動促進のための講座・研修の充実、ボランティア活動の啓発と福祉教育の推進でありますとか、ボランティアセンターの運営支援でありますとか、地域福祉活動に関わる団体相互の連携支援でありますとか、ボランティア活動に対する奨励制度の充実などについて、主要施策として盛り込んでいきたいと考えております。

三つ目の基本施策「地域福祉推進のための人材育成」については、骨子（案）に記載しているとおりでございしますが、体系表にありますように、民生委員などの研修の充実、福祉協力員の養成などについて、主要施策として盛り込んでいきたいと考えております。

四つ目の基本施策「地域福祉活動団体等との連携体制の構築」については、骨子（案）に記載しているとおりでございしますが、体系表にありますように、自治会との連携強化、市民生委員児童委員協議会連合会等との連携などについて、主要施策として盛り込んでいきたいと考えております。

会長

ただ今の説明についてご質問などありませんか。

F委員

知的障害者に対する一般市民の意識という点では、まだ相当の高いハードルがあるなど

いうことを実感しております。先ほどから“地域”という言葉が出てきておりますけれども、なかなか地域で受け入れられるような土壌にないということを実感しております。そういう意味で、知的障害のある人達が4、5人でまちの中で生活するグループホームということで部屋を探しますけれども、なかなか障害のある人達が住むということでは貸していただけないという例がございました。不動産屋では貸してくれるということでも家主さんまでいったら、そのような人が住むんだったら貸せませんという状況があります。これは現に諫早市の問題なんですけれども、そういうこともありまして、福祉のサービスとか質の向上とかいう以前の問題で、啓発ということがこの中にあって欲しいなということがあるんですけれども、いかがでしょうか。市民に対する啓発活動についてもう一つ何かあればいいなと思うんですけれども。「ここに含まれております」というのがあればいいんですけれども、ちょっと見ましたところ欠けているかなという印象ですけれども、いかがですか。

C委員

関連ですけれども、福祉サービスの質的向上ということで少し前に戻りますが、今、F委員が言われましたけれども、福祉サービスに関する苦情解決体制の整備というのが出てきております。さわやか介護相談員派遣事業の実施、事業者による福祉サービス自己評価情報の公開支援というのがあるんですけれども、これは例えば入所している方のいわゆる不平不満とか苦情に対応する介護相談員の派遣事業なのか、それとも事業そのものを行っている方が広げていきたいというときに地域の理解が得られない、それを支援するのはどこなのかということで、それに対しての苦情解決としての派遣事業なのか、どちらサイドを見られて運営をしていかれるのかお尋ねします。

F委員

私の発言はですね、苦情という観点ではなくて一般的にそういうような障害福祉に対する理解がまだ今一つ薄いのではないかという観点から、もっと行政は積極的にそういう啓発活動をやって欲しいということです。苦情はまた別です。

C委員

実情を知るための機会という意味での発言をさせていただきました。

福祉総務課主任

F委員のご意見につきましては、今すぐ「ここで」ということではありませんけれども、一応ご意見として承り、ぜひ計画の中に位置付けたいと考えております。

福祉サービスの質的向上の部分で苦情解決体制の整備の関係でございますけれども、この体系表では「さわやか介護相談員派遣事業」というような表現をいたしておりますが、実際のところ現在は「介護サービス適正化実施指導事業」ということで実施をしていると思うんですが、これは施設の入所者と面接を行いながら、施設サービスについての疑問や要望等について施設担当者の方への橋渡しを行うというふうな事業でございます、そういった取り組みを通じて福祉サービスの質的な向上につながればというような考え方で実施をしているところでございます。

#### B委員

ただ今のF委員のご指摘を受けまして思ったことではありますが、おそらくこの計画の中では体系表でいきますとここが近いのかなと思われるのが「地域福祉推進のための人材育成」でしょうか、ただこの人材育成をどのような方法で進めていくかというところで、ここに記載されている部分以外にもう一つ「福祉教育」という言葉を入れていただきたい。最近、全国的にも「福祉教育」という言葉が学校現場の中で行う福祉的な体験活動、学習に留まらず、地域の方々とともにあるいはその地域全体で行う福祉の意識づくりあるいは人づくり、そういったものの営みを総称して福祉教育というふうに呼ぶように全国的にもそのような流れがおきておまして、そういう面からいきますと、地域福祉のいわば担い手をつくっていくということは、恐らくF委員がおっしゃった様々な障害のある人達に対する意識づくりあるいは“心のバリアフリー”と言いましょか、そういうものも含めてまちづくりに大変大事な意識づくりの項目、部分ではないかなと思いますので、ぜひ福祉の担い手を、あるいは地域福祉を進めていくための環境づくりのための福祉教育の推進ということで、ここはぜひ福祉教育という文言をぜひ入れていただければと思っております。

#### 福祉総務課主任

ぜひ前向きに検討させていただきたいと思います。

(小地域における地域住民の主体的な健康福祉活動の推進について)

#### 会長

よろしければ、次の議事「小地域における地域住民の主体的な健康福祉活動の推進について」に進みたいと思います。これについて説明をお願いします。

#### 福祉総務課長

それでは、「小地域における地域住民の主体的な健康福祉活動の推進について」説明

申し上げます。

議事資料1「骨子(案)」では11ページになります。補足資料2「計画の体系表(主要施策(案))」(2枚目)と一緒にご覧ください。

基本目標の一つであります「小地域における地域住民の主体的な健康福祉活動の推進」につきましては、「社会福祉協議会における地域福祉活動の充実支援」、「各圏域又は小地域における地域福祉活動計画づくり支援」、「活動拠点確保への支援」という三つの基本施策を掲げております。

まず一つ目の基本施策「社会福祉協議会における地域福祉活動の充実支援」については、骨子(案)ページに記載しているとおりでございますが、体系表にありますように、市社会福祉協議会に対する支援のほか、地域福祉活動計画の策定支援や地区社協活動の充実支援などについて、主要施策として盛り込んでいきたいと考えております。

二つ目の基本施策「各圏域又は小地域における地域福祉活動計画づくり支援」につきましては、骨子(案)ページに記載しているとおりでございますが、体系表にありますように、地区社協などを策定主体とした活動計画づくりについての支援などについて、主要施策として盛り込んでいきたいと考えております。

三つ目の基本施策「活動拠点確保への支援」については、骨子(案)ページに記載しているとおりでございますが、体系表にありますように、公共施設の利活用の円滑化、保健福祉施設等の地域開放の推進、市民の活動拠点の整備支援などについて、主要施策として盛り込んでいきたいと考えております。

会長

ただ今の説明についてご質問などありませんか。

A委員

自主的・自発的な健康福祉活動推進ということは、どのような具体的なイメージをされているんですか。

福祉総務課主任

ここで例として地区社会福祉協議会活動を一つ挙げております。この地区社会福祉協議会、いわゆる地区社協といいますのが地域住民の皆様方が主体となっていていろいろな活動をされている。例えば、地域における“ふれあいいいきサロン”ということでお年寄りを集めてサロンのような事業に取り組んだり、あるいは場所によっては学童保育を立ち上げたほうがいいのではないかという協議をしながら実際実施にこぎ着けた地区社協、地域という

のもございます。それを実際行っているのも地域住民の皆様ということもございまして、そういった意味での活動というものが実際に取り組みられていますので、そういったものを推進できるような環境の整備を図っていきたいと考えております。具体的にはそういった活動に対する活動費の一部を支援したり場所の提供の便宜を図ったりと、そういったものを想定しております。

会長

今説明がありました地区社協につきましては、旧諫早市では大体小学校区ごとにあったんですが、旧五町はなかったものですから、昨年から社協の方で設立を進めております。そのうち明日、多良見町の方で一つの地区社協の設立総会を予定しております。それから森山町が9月3日に地区社協の設立総会を予定しております。高来町も11月の末頃に予定しております。そういうことで、旧5町の方も逐次地区社協の設立を進めております。そういうことで、ここにありますように自主的な活動を進めていきたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

D委員

ただ今の説明で地区社協というのは小学校区になるわけですね。

会長

旧諫早市は大体小学校区で13地区設置してありました。そして社協の合併のときに、5町にも地区社協をつくろうということで協議がなされておりましたが、それを昨年から進めてきましてようやく多良見の一箇所が明日設立総会を迎えるわけです。多良見は3地区に分けております。他の旧北高の各町ではそれぞれ一箇所ということで考えておられます。

D委員

先ほどから“公と民”ということで、民というのは社協であるというような説明があったようですので。私も地域にいながら社協の活動となると独居老人のなんとかというので真津山地区ですとか、いきいきふれあいサロンは各公民館ですという、諫早市ではそういう状況ではないのでしょうか。

自治会というのは会長がいて、副会長やいろいろな役割を持った人達がいて、先ほどから福祉の教育というのも地域でやっていかないということで、公民館活動といいますか、自治会活動が非常にいいのではないかと思うんですけれども。ずっと聞いててすごく空々しい感じで、「市がします」というようなことで住民がどういうふうに関わるんだろうと

いう思いがしたものですから、“小地域”というのがいわゆる地域包括支援センターの場合とかいろいろな方法があって、“健康いさはや21”も包括ではなくて中学校区か何かにするとか、地域がいろいろと分けられるようですが、こういうふうなことは一つ大きな諫早市の傘下の中でやっていくということはいかないんですか。

福祉総務課主任

ごもっともなご意見だと思います。ただ、取り組みの内容によっては、市として大きな傘下の中で取り組んでいったほうがいいような内容のものもあろうかと思ひますし、場合によっては、本当に細かい地域地域で取り組んでいった方がいいというものもあろうかと思ひます。したがいまして、個々の取り組みの性格によって、行政としての関わり方というのも状況変化に応じて変わっていくべきものだろうと思ひております。

それから、誤解のないように補足をさせていただきますと、あくまでもこの計画については“市が”という主語でということでご説明はいたしましたけれども、市がすべて手を下してやっていくということではございませんで、ケースによっては市が直接実施をする部分もあれば、住民の方々の活動をそっと後ろから支えてやるとか、そういった意味での行政の関わりということで“市が”と説明させていただきましたので、一応その部分についてはご理解いただければと思ひます。

G委員

私は北小校区社会福祉協議会の事務局を3年ぐらい、今は副会長をしておりますけれども、最近では校区社協の活動もマンネリ化して、例えば、地区社協の活動の中で大きな事業というのが“一人暮らし高齢者の集い”で、年に1回程度開催しております。あと、子育て支援への助成、子ども会への助成、各町や校区の婦人会が行う一人暮らしの高齢者に対する食事の調理や配達、民生委員が配達をしておりますけれども、内容的にはその程度です。そして実態としては、私が最初に事務局をした当時では、対象者の約7割ぐらいの参加を得ていたんですけれども、最近ではどうしても5割以下、どうかすると4割しか集めきれません。それも、集めるのも民生委員がいつも関わっているということで、民生委員が呼びかけて参加をいただき、タクシーの手配などもして回っていただいて、食事を提供しながらいろいろな演劇で楽しく過ごしていただくという、そういう活動もしておりますけれども、年々参加者が減っている状況にあります。実態としては、本当はこういうことはどんどんやってもらいたいという要望はあまりなく、民生委員との関わりで頼まれたから仕方なしに参加したという実態が、恥ずかしいんですけれどもそれが実状と私は見てお

ります。

したがってそれよりも、私がこれまでやってきた中で、その予算を本当なら婦人会あたりの食事配達の方にお金を回して、年間にあと何回か、要するに月に1回ぐらいの食事配達ができるようになれば、お一人暮らしの見回り、ネットワークの役割というものが十分果たせるという感じがするんですね。というのは、食事を作って配達をするのに1回は必ず電話でも或いは訪ねても、「弁当をいつ何時頃作りますけれども、要りますか？」というお尋ねをしないといけないわけですね。そして必要という人のところへは持って行くことになり、1回の事業で2回お会いすることができるわけです。そうすれば確認が十分にできるということで、そういうことをした方がよっぽどお年寄り達の安否確認の役割が果たせるのではないかなと感じております。

あとは、助成はそれぞれ子育て支援の助成とか、子ども会への助成とか、老人会への助成とか、積極的に“いいな”という感じには受け取っていないのが実態となります。

#### B委員

今のお話もそうだったんですが、様々な地域でお住まいの方々の非常に細かい暮らしの様子とか、中に読み込む具体的な課題が出てきたりするわけですね。相談窓口ということは、結局そういうものが非常に上がってくるような場所でやってほしいということになりますと、ここで書いてあるような小地域ごとにそのような相談窓口があって、そういうものを掌握する人がいて、そしてそれをどのように振り分けるかと。あまり大きくないような課題であれば家族や親族、あるいは地域の方々に解消できる部分があるかもしれないし、そこで対応できなければボランティアやNPOにもお願いした方がいいと。社協にお願いした方がいいとかですね。或いは、良く考えたら行政サービスに関わる部分だということで、役所に言わなければならないとかですね。そこらへんの仕分けが必要になってくると。そういうものを上にあげていくというところで、上の方にあがっていったものを市としてはやっていただくということになりますと、そういう様々な課題やサービスの仕分けが必要なのかなと思います。例えば、この計画の体系表の中にいろいろな項目が出てきておりますけれども、これはD委員も先ほど言われましたが、住民のスタンスは一体どうなっているのだろうかというようなことですね。全市的に行う部分・内容と日常生活圏域ごとに何らかの対応が必要な部分と、これらが一緒になっているような状況でございまして、これはどこかで別の表でもいいですから、仕分けをされたらどうかなということですね。いわゆる福祉六法に関する様々な福祉サービスというのは、全市的に共通でござい



ますので、これはそういうものとして提示してもらって、そういう行政サービスの谷間に出てくるような様々な暮らしの課題に関しましては、小地域ごとに分けていかないと見えてこない。そして、それを上の方にあげていく仕組みとして、そういうような上からと下からの組み合わせというものを図式的に出していただくと、もっと住民が何をすべきかということが分かり易くなるのかなという印象を持ちました。そのことを先ほどから言いたかったのですが、いかがでしょうか。

福祉総務課長

参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

(計画の推進体制について)

会長

よろしければ、次の議事「計画の推進体制について」に進みたいと思います。これについて説明をお願いします。

福祉総務課長

それでは「計画の推進体制について」説明申し上げます。

議事資料1「骨子(案)」の13ページからになります。「9計画の推進」をご覧ください。

この地域福祉計画を策定したあとも、この計画が実効性のあるものとして、着実に実行に結びつけるための取組みとしていくつかの事項をここに掲げております。

まず一つ目「(1) 進行管理・評価体制の構築」でございますが、本計画や各分野別の内容は一定期間において評価と見直しが必要であり、数値目標の達成状況や進行管理の中で評価を健康福祉審議会に報告するとともに、市民に公表することを基本としてまいります。

二つ目の「(2) 全庁的な推進体制」ですが、本計画が保健福祉以外の各関連領域を含んだ総合的な計画であるため、政策調整機能の強化や組織体制のあり方についても検討を行いながら計画の推進に臨みます。

三つ目の「(3) 住民・民間事業者との協働」でございますが、本計画を着実に推進するために地域福祉の担い手である住民をはじめ、民間事業者、障害者団体、社会福祉協議会、関係機関との情報交換や密接な連携の下、幅広い協力体制を得ながら協働による計画の推進が図られるよう努めます。

14ページ、四つ目の「(4) 大学等との相互連携」でございますが、長崎ウエスレヤ

ン大学をはじめ大学の専門的なノウハウを活かすことが期待されていることを踏まえ、諫早市のまちづくりを進める上でのシンクタンクの役割を果たしている大学との相互連携を図ってまいります。

五つ目の「(5) 社会福祉施設の整備」でございますが、福祉各法に基づく社会福祉施設については「諫早市高齢者保健福祉計画」「いさはや子育て応援プラン」「諫早市障害者福祉計画」等の分野別実施計画に基づき、計画的な整備に努めます、といたしております。

以上で「計画の推進」について説明を終わります。

会長

ただ今の説明についてご質問などありませんか。

A委員

「(5) 社会福祉施設の整備」の中に「計画的な整備に努めます」という表現がございますが、この「計画的な整備」というのはどういう意味を具体的に指すんですか。

福祉総務課主任

「計画的な整備」という表現をいたしておりますが、これはあくまでもどんどん増やしていくというような趣旨の意味ではございませんで、増やす場合にはそれなりの理由をもって計画的に増やす。それから、例えば手挙げをして、整備したいというものであっても計画上では一杯だということで、その場合には新たな整備はしない。そういった意味での「計画的な整備」ということで考えております。

A委員

計画的というのは、「こういうものをこうつくりますよ」と、「法律で決められているからやります」ということではないということですね。

そうすると、現場の、地域住民のニーズに応じた必要施設を計画的につくるという意味で解釈してよろしいわけですか。

福祉総務課主任

整備をする上では、ニーズ調査もそのための必要な作業の一つというふうに捉えております。

A委員

わかりました。

(今後の予定について)

会長

よろしければ、次の議事「今後の予定について」に進みたいと思います。これについて説明をお願いします。

福祉総務課主任

前回の会議におきましても、本計画の策定スケジュールについてはご説明申し上げておりましたが、あらためて確認の意味を含め、ご承認いただきたく存じます。議事資料2になります。

まず一つ目のポイントとなりますのが、本庁及び各支所ごとに設置されております地域審議会、これは合併協議会の際に「旧1市5町ごとに設置をする」という申し合わせに基づき設置されておりますが、来月9月中を目途に各地域審議会に対しまして、この地域福祉計画の計画骨子案について情報を提供しながら必要に応じて意見を賜りたいということでございます。

現在、この地域審議会ごとに、地域の特色に応じた地域振興計画というものを策定する作業が平行して行われておりまして、その各地域審議会において出される意見などを確認してみますと、各地域における福祉の向上に関する内容が多く含まれており、非常に福祉への関心が高い状況でございます。

そういうこともございまして、各地域審議会への情報提供及び意見聴取を行いたいというものでございます。

もう一つのポイントとして、次回、9月下旬頃を予定したいと考えておりますが、その会議後、広く市民からの意見も聴取したいという趣旨でそのための機会を得たいということでございます。

具体的には、10月中になりますが、市報でパブリックコメントの実施について周知を図りながら、市のホームページや本庁、各支所に計画の素案を提示しながら、それに対する意見を集約する方向で検討している状況でございます。

以上、簡単ですが、今後の作業予定についてご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

会長

ただ今の説明についてご質問などありませんか。

B委員

先ほど事務局からのご回答の中に、地域福祉活動計画との一体的な推進、運営というの

がありましたけれども、この作業日程と活動計画との関連はどういうふうに理解したらよ  
ろしいでしょうか。

福祉総務課主任

地域福祉活動計画につきましては、本年度末を目途に作成をするということですが、  
それに先立って年内にもこの地域福祉計画は策定して、若干3ヶ月程度の  
差ではありますけれども、この地域福祉計画の中に盛り込んだ基本理念を共有しながら、  
活動計画についてもつながっていくというふうなことで考えているところでございます。

B委員

すると、この後2回ほど地域福祉計画の審議というものがありますが、その段階で活動  
計画の骨子とでもいいでしょうか、そういうのも含めて検討できるような機会がつくって  
もらえるということによろしいでしょうか。

福祉総務課主任

活動計画の方の進捗状況にもよりますが、ちょっとこの場では即答ができませんので、  
社会福祉協議会の方とも協議をしながら確認させていただきたいと思います。

B委員

この地域福祉計画というのが、住民主体あるいは住民参加ということにかなり大きなウ  
ェイトを置いている計画ということを考えたときに、この活動計画の部分、つまり住民が  
参加し、そして自主的・主体的に動いてまちづくりを進めていくという部分をどこかイメ  
ージとして、「活動計画のこの部分ですよ」ということが分かっていく方が、トータルに  
計画を見ていくときに大事なことではないかなと思うわけで、できるだけよろしく願ひ  
いたします。

福祉総務課主任

ぜひ、参考にさせていただきたいと思います。

会長

それではお諮りします。地域福祉計画の策定にあたり、骨子(案)の考え方を各地域審  
議会へ情報提供すること及び地域審議会委員の皆さんからも意見を聴取することについて  
承認をいただきたいとの趣旨でございました。また、次回、中間素案について審議をいた  
だいた後、広く市民からも意見を聴取する場を設定したいということでもございました。

これらについて、ご承認いただけますか。

(各委員了)

以上で「(2)審議事項」については終了いたします。

その他

会長

最後に「(3)その他」に移ります。

次回の開催予定について、事務局からお願いします。

福祉総務課主任

次回の第四回目の会議日程につきましては、9月下旬ということで予定しておりますが、市制懇談会などの日程や会場の都合などもございまして、大変恐縮でございますが、事務局の方で調整させていただいた結果、9月28日若しくは10月5日、いずれも木曜日となっておりますが、午後5時からということで、いずれかの日について開催いたしたいと考えております。できますれば、この場で日程を決めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

会長

ただ今、次回の日程について提案がありましたが、9月28日木曜日か10月5日木曜日、いずれも午後5時からの開催ということですが、いかがでしょうか。できれば今日決めていただければということですが。

事務局はどちらがよろしいでしょうか。

福祉総務課主任

どちらでも結構なのですが、9月28日ということでよろしければそちらの方で手続きさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

会長

では、9月28日(木)5時からということでよろしいでしょうか。

(各委員了)

場所はどこでしょうか。

福祉総務課主任

今回は、前回までの会場であります健康福祉センターの多目的ホールの方で開催させていただきますのでよろしくお願いいたします。なお、文書の方はあらためてお送りいたします。

会長

それでは、次回は9月28日(木)5時から、健康福祉センターでということをお願いしておきます。

他に皆さんから何かございませんか。

特になければ、私の方から一つお諮りをさせていただきます。

本日もやむを得ず欠席されている委員がいらっしゃいます。中にはいろいろとご質問やご意見などもお持ちの方もいらっしゃるようでございます。皆さんの了解をいただければ、欠席をされておりますが、後もってご質問やご意見などを事務局の方へお寄せいただき、出席された委員さんのご発言と同様の取り扱いとさせていただければと思います。また、本日ご出席の各委員さんにおかれても、もし後程あらためて意見などがありましたら、事務局の方へお寄せいただければと思います。このことについて、各委員さんの了解をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員了)

では事務局におかれましては、そういうことでよろしく申し上げます。

### (3) 閉 会

会長

以上で本日の議題を終了いたします。大変お疲れの中に、貴重なご意見などを賜りましてありがとうございました。また、今日のご意見等を検討いたしまして、次回でご報告ということでさせていただきたいと思います。本日は長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。お疲れ様でした。

(18時37分終了)